

富山県と愛知大学との県内就職支援に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）は、甲における産業の次代を担う人材の育成・確保を図るため、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、乙の学生（以下「乙学生」という。）に対して甲内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援すること等により、乙学生に多様な進路選択の機会を提示し、甲への UIJ ターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について双方協議のうえ、連携・協力して実施する。

- （1）甲出身の乙学生を中心に、乙学生に対する UIJ ターン就職に関する甲内企業の情報、各種イベント等の周知に関すること。
- （2）乙学生に対する甲内企業等へのインターンシップへの参加支援に関すること。
- （3）乙学内におけるキャリア形成支援や就職活動支援にかかる行事等に関すること。
- （4）乙学生の甲への UIJ ターン就職に係る情報交換等に関すること。
- （5）甲が実施する就職支援サービスへの乙学生の登録促進に関すること。
- （6）その他、乙学生の甲への UIJ ターン就職の促進に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置する。

（知的財産の取扱い）

第4条 甲及び乙の両機関による協力の結果生じた知的財産権の帰属は、双方協議の上、決定するものとし、必要に応じて別途覚書を締結するものとする。

（個人情報の取扱い）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りではない。かかる義務は、本協定終了後も存続するものとする。

- （1）本人の書面による事前の同意があるとき。
- （2）法令が許容又は義務付けるとき。
- （3）個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。
- （4）公的機関からの情報提供依頼があるとき。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、

有効期間満了の前月末日までに甲乙いずれかから特段の意思がない場合、この協定を期間満了の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様に扱う。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第8条 甲及び乙は、本協定及び個別契約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合は、被告の本拠地を管轄する地方裁判所を、訴額の如何にかかわらず、専属的な第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が両者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和6年6月1日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 新田 八朗



乙 愛知県豊橋市町畑町字町畑1番地の1

愛知大学学長 広瀬 裕樹

